

## 北区青少年指導員要綱

制 定 平成26年 3月 5日  
最近改正 平成29年 3月30日

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪市青少年指導員制度実施要綱に基づき、北区における青少年指導員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定数)

第2条 青少年指導員の定数は230名以内とする。

### (業務)

第3条 青少年指導員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年問題の啓発に関する活動
- (2) 青少年の指導及び相談に関する活動
- (3) 地域における青少年健全育成に関する活動
- (4) その他区長が定める活動

### (選考会の設置)

第4条 青少年指導員の選考にあたっては、校下(おおむね小学校区の範囲を基本とする地域)に選考会を設ける。

- 2 校下選考会は、区長から通知を受けた定数に基づき、候補者を選考のうえ、区長に推薦する。
- 3 校下選考会は、校下の地域活動協議会、もしくは、社会福祉協議会・地域振興会・青少年福祉委員協議会・青少年指導員協議会・PTA・地域女性団体協議会等の各団体の代表者で構成する。

### (選考基準)

第5条 青少年指導員は、青少年の健全育成に関心のある者で、次の各号に掲げる基準を満たす必要がある。

- (1) 当区に生活の根拠を有する者。ただし有しない者についても、必要な場合は選考することができる。
- (2) 青少年問題に深い関心と熱意を持ち、活動に必要な時間がある者
- (3) 年齢満18歳以上50歳未満の者

### (細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、青少年指導員に関し必要な事項は、北区青少年指導員協議会と協議の上、北区長が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 青少年指導員の選考その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

#### 附 則

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。